

令和7年度第2回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時：令和7年11月20日（木）午後13時30分から
場 所：c o c o b u n j i プラザ5階 リオンホール（Bホール）
出席委員：鹿島岳志委員・今西啓之委員・高梨文明委員・渡邊真理子委員・藤巻正樹委員・小泉美智子委員・代永一雄委員・宮崎悦子委員・石川眞澄委員・和地誠一委員・森田秀子委員・金原洋一委員・近藤大祐委員・川久保幹雄委員
事務局：越川保険年金課長・増井保険事業推進係長・伊藤・塩田・渡辺

○会長 それではみなさん定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第2回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

まず前回紹介をされていなかった方、簡単に自己紹介をお願いします。藤巻副会長からお願ひします。

○副会長 国分寺市の北口で開業しております、ふじまきクリニックの藤巻です。前回欠席して申し訳ありませんでした。この協議会は長く参加させていただいているのですが、事務の方の力を借りながら、勉強させていただいております。

これだけ健康寿命や普通の寿命が伸びてきた日本は、保険制度がしっかりとしていたからだと思っておりますので、それを維持していくことを検討していく1つの会として非常に意義のある会だと感じ、今まで参加させていただいております。今後も微力ながら参加させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございました。続きまして、被用者保険代表者の川久保委員お願ひします。

○被用者保険代表 酒フーズ健康保険組合、健康保険法に基づいた健康保険組合で常務をしております川久保と申します。国保と保険者ということでは同じですので、制度の違いを勉強させていただければと思っています。よろしくお願ひします。

○会長 ありがとうございました。続きまして、公益代表の森田委員お願ひします。

○被保険者代表 森田と申します。よろしくお願ひいたします。前回はお休みさせていただいて申し訳ございませんでした。私はJA東京むさしの理事を拝命しております。この会は長く携わっていますが、皆様の大変貴重なご意見を伺って、勉強させていただいております。毎回協議会の最後に藤巻副会長の今流行っている例えばコロナや熱中症に関する貴重なお話を聞くのも楽しみにしております。

前回お休みさせていただいたのは、転倒して手を骨折してしまったためです。今日ようやくギブスが取れて、まだ少し炎症している状況です。私は絶対骨折はしないと思っていたのですが、玄関出た途端に家の石段で転び、自分も気をつけなければいけないということを身にしみて感じました。皆さんもぜひお気をつけになってください。よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございました。それではこの3名の方を新たにお迎えして本日の協議会に入らせていただきます。まず本日の協議会で目指す到達点について共有をさせていただきます。事務局からお願ひいたします。

○事務局 事務局です。本日は国民健康保険に関する重要な事項について、次の3点を到達点

としております。

1点目は、課税限度額の改定についてご協議いただき、承認をいただくことです。こちらは地方税法施行令の改正に伴い自治体として改正が必須となる部分で、例年通り協議の上でご判断をいただくものです。

2点目は、税率改定に関する制度的背景をご理解いただくことです。前回、国民健康保険の現状と課題についてご説明をいたしました。本日はそれに加え、新しく始まる子ども・子育て支援金制度及び国保における低所得者支援制度についてご説明し、税率改定の議論が必要な基礎となる要素についてご理解を深めていただきます。

3点目は、事務局として令和8年度改定案をまずは提案し、次回の協議会で本格的なご議論をいただくための基本的な姿勢を共有していただくことです。疑問や追加で必要な資料についてご意見をいただくことが本日の到達点であり、改定税率の詳細や是非、改定案のまとめは次回に協議していただく流れとなります。以上の3点を本日の会議の到達点と設定しております。次第と会議進行順番がずれますが、随時ご説明をしてまいりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

○会長 続きまして配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは本日使用する資料を説明いたします。本日使用する資料は、事前に送付した資料1、令和8年度国民健康保険税率改定について。資料2、モデルケースによる試算。資料3、子ども・子育て支援金について。資料4、国分寺市国民健康保険加入者の所得分布。及び、本日机上に配布しました資料5、国民健康保険における低所得者支援と保険税率の考え方。並びに前回配布した資料8、国民健康保険（税）の賦課限度額についてとなります。不足している資料がありましたら、挙手をお願いいたします。資料の使用については、資料番号と前後しますのでご注意ください。

○会長 それでは協議事項に入ります。まず資料8を用いて、国民健康保険税の課税限度額改定について協議をします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料8は第1回で配布した資料になります。前方にも同じものを投影しておりますので、あわせてご覧ください。

課税限度額についてです。こちらは国の資料になりますが、医療制度では、「保険料負担は負担能力に応じた公平なものとするが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けている」ことのようなことから、課税限度額が設定されています。少しわかりづらいので、下のイメージ図を用いて説明をさせていただきます。このイメージ図では、縦軸に保険税額、横軸に所得をとっています。当然所得が増えれば増えるほど、保険税額は上がっていく、そういった仕組みになっておりますが、一定のところで所得の増加に関わらず保険税額がストップし、線がフラットになっています。これが先ほど申し上げました「課税限度額」です。

あわせて横のイメージ図1をご覧ください。こちらについては、課税限度額を引き上げずに保険料のみを引き上げたときのイメージを図で表したものになります。先ほど申し上げましたフラットな部分ですね、こういったところが広くなっておりまして、課税限度額を引き上げずに保険料のみを引き上げたときには、中間所得層の負担が増えるような仕組みになっております。

そしてイメージ図2になります。こちらは保険料と課税限度額を、同時に改定した場合の図を示したものになります。このフラットな線が短くなることにより、高所得者の負担は増えることになりますが、中間層に配慮した保険税率の設定が可能になります。

続きまして、次のページに移りたいと思います。令和7年度国民健康保険の課税限度額を国分寺市のもの、そして今年4月1日に改正された地方税法施行令の内容を並べたものになります。この差を地方税法施行令に合わせることについての意見を協議会に求められています。なお、課税限度額は、この施行令を超えない範囲で各市区町村が定めるものになります。現在、

本市の国民健康保険の課税限度額は106万円です。これが令和7年4月1日に地方税法施行令が改正され、109万円まで、内訳としては、医療分が1万円、後期高齢者支援金分が2万円ほどで計3万円引き上げられた形になっております。

続きまして、この課税限度額を引き上げた場合の影響額を試算したものになります。まず医療分になりますが、396世帯の高所得者層が影響を受けまして、調定の増加額は約370万円ということを試算しております。あわせて後期高齢者支援金分、こちらについては380世帯、750万円程度の調定額の増加を見込んでおります。「調定額」という言葉はあまり聞きなれないかと思いますので、ここで補足説明をさせていただきます。調定額というのは、わかりやすく言うと課税額、国民健康保険税を課税する額と置き換えて捉えていただければわかりやすいかと思います。課税した場合、全額が収納されるわけではありませんので、被保険者に送付する納付書の課税総額がこれほど上がると捉えていただければわかりやすいかと思います。参考にですが、ここに達する所得は1,000万円で、給与収入額に換算するといずれにしても1,200万円程度の方が影響を受ける所得層です。なお、本市を含めた26市の状況でございますが、7市以外はすでに地方税法施行令改正に合わせて、令和7年度から109万円という課税限度額を設定しております。また特別区においては、23すべての区においてこの109万円を課税限度額として設定しております。例年、地方税法施行令が改正されるのが3月末となっていまして、本市では議会への上程慣行上、次年度の税率改定に反映する運用をしております。なお、保険料水準が完全統一となった場合には、法改正と同じタイミングで改定することを予定しております。雑駁ではありますが、課税限度額に関する説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○会長 ご質問ございますか。

○被保険者代表 今ご説明あったのですが、国分寺市では、地方税法施行令改正後に条例改正を行っているとのことでしたが、資料7の各市区町村の限度額を見ると、109万円に達していないのは9つしかないんですね。その他のところは改正と同時に条例が変わっているってことなんですよ。国分寺市は他自治体と比較して周回遡れのように思うのですがいかがでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。他市との比較のため、資料7を前方にも投映させていただきました。多くの自治体の課税限度額は109万円という数字が並んでいます。本市では、課税限度額は施行令で定める基準の範囲内で設定するものであり、被保険者に負担増をもたらすものとして、他自治体のように施行令の改正に合わせて直ちに改定するのではなく翌年度運営での答申をもって条例改定してまいりました。そこで他市に比べて1年遅れた状態での改定ということになっていますが、将来的に、東京都内の保険税率統一化がなされた際には、他市のように地方税法施行令改定のタイミングに合わせて改定をしていくものと考えております。以上です。

○被保険者代表 今回の引き上げ案は、令和7年4月1日に改正された施行令に合わせることへの意見を求められているということですか。

○事務局 その通りです。

○被保険者代表 ありがとうございます。そういう意味では課税限度額を施行令に合わせることは問題ないと考えます。

○会長 その他にご質問などございませんでしょうか。

それでは採決に入りたいと思います。課税限度額改定に賛成の方は举手をお願いいたします。全員賛成ということで、協議会の意見として、賛成といたします。ありがとうございます。

続いて次第と順番が変更となります。税率改定の背景を共有するために、子ども・子育て支援金制度について説明を受けたいと思います。事務局よろしくお願ひいたします。

○事務局 資料の3ページ目をご覧ください。この制度は少子化対策を社会全体で支えるために新しく創設されたもので、まず押さえていただきたい点は、この支援金は医療とは完全に別の目的で設けられる財源だということです。この支援金制度は、費用徴収のためのコストを抑えるために、健康保険法や国民健康保険法など、医療保険制度の枠組みの中で徴収されますが、あくまで医療保険料とは区別された、独立した少子化対策のための特定財源として位置付けられています。つまり、支援金は国が決めた子ども・子育て施策専用の財源としてのみ使われます。

支援金制度は令和8年度から令和10年度にかけて、3年間で段階的に拠出額を増やしていきます。具体的には、令和8年度0.6兆円、令和9年度0.8兆円、令和10年度1兆円。その規模を国として確保することを目標としています。こうした段階的導入により、国民の負担が急激に増えないように配慮した仕組みになっています。

2ページ目をお願いします。こちら国保における取り扱いですが、市町村国保では、支援金に相当する額を子ども分として賦課し、市が保険料と合わせて徴収した上で、国へ納付する流れになります。こども家庭庁が示した加入者1人当たりの平均月額は、表にありますように、市町村の場合は250円となっております。この表の内容がマスコミを通じて広がっていますが、実質は3ページにありますように、都道府県から示される税率を参考に、自治体ごとに税率を定め、個別の支援金額を算定して徴収をする形になっています。そして国分寺市については、この自治体ごとに定める税率について本協議会で協議をしていただくことになっています。以上が新たに設けられる子ども・子育て支援金制度の概要です。ここでは概要の共有にとどめ、具体的な税率改正案については後程ご説明をさせていただきます。説明は以上です。

○会長 今の説明について、何かご質問はございますか。

○被保険者代表 資料の見方がわからないのですが、資料3のところで、暫定的に令和8・9・10年度が示されていますが、11年度以降はないですか。

○事務局 11年度以降については、具体的に11年度以降上げないということまで言及されていないのですが、子ども・子育て支援金制度の仕組みとして、「3年度をかけて10年度までの3年間をかけて引き上げていく」ということまでは明示されています。そのことから、令和11年度以降の徴収額は、この1兆円規模というものが維持されるものではないかと考えております。

あわせて、子ども・子育て支援金は国の制度として必要額を徴収する仕組みになりますので、例えば医療費のように、想定が困難で、医療の高度化、高齢化などから自然増するものではないと説明されています。

○被保険者代表 そうすると、将来的に児童手当が減るわけがないから、その1兆円規模はどこから捻出するかということで、多分国の方が予算はないから、今は10年度までと言ってはいるけれど、結局継続するってことですよね。

あともう1つ、こども家庭庁の資料ですが、1人当たりの負担は国保が令和8年度見込み250円で想定されています。1ヶ月だから12倍すると3,000円ぐらいですね、これは今までの説明通りなのですが、今日いただいたこの資料1では1,800円で約半分です。被用者保険だと雇い主と半々ですが、国保はそういうものがあるのですか。補助金などがあるのですか。

○事務局 11年度以降の子ども・子育て支援金の徴収規模は子ども・家庭庁の資料を読む限りは10年度と同規模と思われます。また、国保は補助金等の公費が導入されています。5割程度は公費で、それ以外は国分寺市だと、一般会計から繰出金で補填している状況です。子ども・

子育て支援金については、一般会計からの繰出金を投入する予定はありませんが、公費が投入されるので、被保険者以外も負担するという点に関しては、被用者保険と同じ構造です。

○被保険者代表 あともう1つ、この子ども家庭庁の資料でよくわからないのは、国民健康保険の段があって、1人当たり250円なんですね。1世帯あたり350円っていうのは、1世帯あたり何人で計算しているんですかね。同じように、被用者保険の欄を見ると、濃い字で300円って書いてあり1人当たり450円と書いてあるのですが、これもよく意味がわからないのですが。

○事務局 子ども家庭庁からは算出根拠が詳しく示されていないのですが、本市の国保世帯では大体1人から2人世帯がほとんどです。私たちもこの資料以上のものを知らされているわけではなく、このあたりに言及された資料は見つからない状況です。1兆円という規模を決めているのはこども家庭庁で、徴収するのは厚生労働省という仕組みを作り上げたわけなのですが、「必要額を引き上げる」ということは言わていませんが、「引き上げない」ということへの確約までは現在されていないというのが現時点での把握している状況です。

○被保険者代表 ありがとうございます。

○被用者保険代表 民間の医療保険者として、いろいろな情報が私のところにも入ってきてています。少し補足させていただければと思うのですが、一応は令和10年度で1兆円まで集めるということについては、3年限定のように思えて、これ以上集めませんよというような見方になるのですが、財務省で示している税や、いろいろなもの限度が示され、約40%だったと記憶しているのですが、そこではこれ以上率は上げないということで、3年度という期間を示しているというようなことになっています。一方で、いろいろな給付制度をやって足りないということになれば、国としては特別赤字国債を発行して、その赤字国債の返還は勘定科目でやるようなことが情報としては入ってきたかなと思っております。

一方で、広く浅く医療保険者が徴収するわけなのですが、企業・法人にも年金機構から企業が10割負担している子ども・子育て拠出金というのがあると思います。その子ども・子育て拠出金もこども家庭庁に届きます。財布が2つあるようなイメージなのですが、役所の言葉で、拠出金の方は、市区町村でやっている児童手当の方に充てますよと。子ども・子育て支援金は、新しくまず制度を作り、今こうやっていきますという分け目はあるらしいのですが、ただ皆さん方が言うと同じじゃないかというような考えがあるので、また一方で企業の方も、今、企業が10割負担している子ども・子育て拠出金とダブっているのではないかということで、この制度が議論されたときに、形態を整理してくださいということがありましたので、どういった料率になるかっていうのはわかりませんけれど、ダブりがあるので整理したいというのが、後々の宿題としてあるということになります。私の方で持っている情報は以上でございます。

○事務局 補足をありがとうございます。非常に参考になりました。この点の情報は行政よりも経団連など企業の方に丁寧に国が説明しているので、なかなか私たちが知りえない情報もいただけるといいかなと思います。

○会長 他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

では続きまして、税率改定の基礎となる知識を得るために低所得者支援制度の検証について説明をお願いいたします。

○事務局 資料5をご覧ください。国保の加入者については調べてみると幾つか特徴があります。最も大きな特徴は、加入者に低所得者が多いということですが、実際にどの程度現状の国保制度の中で配慮がなされているのか、社会保障制度全体の位置づけも含めて検証する必要が

あると考えまして、私今回資料を作成いたしました。資料に沿ってご説明いたします。

項番1のところ、国保加入者の所得構造と低所得者支援策についてご説明します。まず、国保加入者の約4割が所得0円、200万円未満を含めると76%に上ります。こうした加入者構造を踏まえまして、国保には均等割の7割、5割、2割を軽減する、つまり30%、50%、80%のみを払っていただくというような制度がございます。グラフにございますように、国分寺市では加入者の約半数が軽減対象になっています。大体これは日本全国一緒での傾向で、50%前後でどこの自治体も低所得者軽減を行っているという形です。国保の加入者で1番多い、単身所得0円のケースだと、令和7年度の保険税は年額1万8,000円、8期の納期で割ると1回当たり2,200円程度になります。今、均等割が6万円なのですが、仮に均等割が8万円となっても、軽減後の保険税額年額2万4,000円、納期1回当たり3,000円となり、7割軽減がかかつている方であれば、税率改定の影響が限定的になるように制度上と考えられております。

次に2ページ目、非自発的失業者への配慮について説明いたします。倒産・解雇など望まない離職の場合、非自発的失業者というふうに呼んでいます。この方々につきましては、前年の給与所得を3割として計算する。そして最大2年間適用される措置が国保には設けられています。例えばそちらの表にございますように、前年200万円の収入があっても、非自発的軽減がかかると、1番最低ラインの1万8,000円が次の年の国保の保険税額になりますと、就労移行期の負担を現実的な水準に抑える仕組みがつくられております。

次に項番3、見えづらい加入者の様相をご覧ください。実は本市の規模でも、国保において居所不明者として住民票を移動せずに転居している方が、年間300人から400人発生しております。そしてその方々が行方不明になってしまっているので、そのまま滞納世帯となっています。また、こちらから何度もご連絡をしても何ら課税情報を市にいただけていない未申告世帯が今年度2.3%。毎年3%くらい存在します。この未申告世帯のうち、今回45世帯をランダムに確認したところ、滞納世帯となっている方々は1世帯のみでした。実際に困窮しているのかどうか生活自体は全く掴めなくて、何度も何度も納税課からご連絡して、やっと動いてくださる。そういうような状態ではあるのですが、滞納世帯の率は非常に低かったということがあります。

いろいろ分析したところ、加入者の実態というのが国保は非常に多様で、表面的な所得だけでは実際の生活というのがどうにも判断できないということがわかりました。このため、一律の支援よりも、必要な方には福祉制度へつなぐという個別支援の方が合理的なのではないか、そういう面もあるのではないかと考えられました。

続いて項番4、高齢者に対する配慮についてをご覧ください。国保加入者の特徴の1つに、高齢者世帯が多いというものがございます。高齢者世帯の平均所得と高齢者世帯以外の平均所得が比べられることがよくあります。これだけ見ると、高齢者世帯は平均所得が現役世代よりも随分低いんだなという感じなのですが、高齢者世帯というのは高齢者のみの世帯を言うのですね。他に高齢者ではない人が入っている世帯は高齢者世帯と呼ばないということです。そうすると大概1人か2人の世帯ですね。高齢者世帯以外というのは「それ以外」なので非常に人数が多くなることもある。例えばお子さんが3人いたり、家計を維持する共働きだったら、その部分も入ってくるということで、世帯構成人数や状況が実は同じではない統計ですね。それを比べているという形です。一方年金収入として、年間450万程度ある方々の高齢者世帯の多くが貯蓄額が2,000万円から3,000万円を超える層も多いという統計もございます。これらを考えると、現役時代よりは所得が落ちているけれども、高齢者=経済的弱者と一律には言えないと考えられます。ここでも一律に考えることが難しいですね。

めくっていただきまして、本市では後期高齢者医療制度における保険料は安くなるのかということをよく聞かれます。計算方式が異なるためどちらの保険料が高いというのを一律に言うことはできないのですが、保険の制度上は、国保は収入の2割、後期は収入の1割を保険料として徴収することを念頭に置いて設計されています。そうすると、普通に考えると後期の方が保険料は低くなるだろうと思うのですが、国分寺市の国保は実は保険税率を標準保険税率より低く設定しているため、同じ収入であれば、後期高齢者医療制度の方が高くなるという逆転現象が生じています。23区や標準保険税率を達成している大阪市の例をそこに載せましたが、後期の方が保険料が低くなっている。これをもってどういうふうに受けとめるかというと、後期高齢の方が安くなっているのは、後期高齢になると病院に行く機会が多いから配慮しようとい

う面があるので、そこから見ると、現状は制度上の整合性が取れていない。国保の標準保険税率に接近する方が自然というふうに考えられるのではないかなと思います。

次に、項番5、全国知事会・市長会の国に対する提言・要望をご覧ください。国に対してどのような提言・要望しているのかを少し見ていただきたいと思います。全国市長会や全国自治会、国保関係団体9団体が集まって、国ではなくて各政党にお願いに回るというタイミングがあるので、そのような機会を通じて皆さん統一的に訴えているのは、これは国の制度なので、財源確保は基本國の責任で行うべきであるということです。標準保険税率への統一を否定はしないのですが、無制限の引き上げは許容しないというふうにはっきりと打ち出しています。どこまでが上限なのか、どこまでだったら許容するのかというところまではまだ言及されていないのですが、少なくとも無制限に上げていくことは誰も良しとはしていないという状況がございます。

次に、項番6、給付中心型支援から自立・伴走型支援へをご覧ください。こちら社会保障制度全体で、低所得者への支援策というのは、金銭給付、保険料軽減・免除以外ないのかということを検証しました。前回の協議会でも確認させていただきましたように、全世代型社会保障というところに今シフトチェンジされています。国の経済的困難者への対応というのは、かつては金銭支援中心だったのですが、金銭支援に合わせて伴走支援策を実施するようになっています。その方々の困りごとに合わせて個別に支えていかないと、自立支援にはつながらない、一時的な救済にしかならないということで、個別に支えるメニューというのが非常に充実してきています。

本市の国保でも、生活困窮であるという相談を受けた場合、まず状況をお伺いしまして、減免になる場合はそちらの話をするのですが、場合によっては社会福祉協議会、各種相談事業をご紹介するなどして、その方々の困りごとの背景に合わせた個別支援につなげるようにしております。

以上、今までお話をまとめますと、大きなところは、標準保険税率への漸進というのは、制度間の整合性の観点からも自然であると分析されます。国が言っていることは必ずしも間違っていないというか、本市にとってはとても厳しい状況ではありますが、国全体を見ると自然な考え方かなと。そうしますと本市としてはやはり、計画通り持続可能な国保財政を確保しつつ、一方で、通常医療保険者というのは被保険者の生活再建というところまでは手を出さないところですが、セーフティネットである国保の運営者としては、必要な方に確実に支援が届く仕組みというのを自治体、市として整えていく、連携体制を整えていく必要があるというふうに考えられました。

なお補足資料のところに書かれているのですが、令和7年度の税制改正、令和8年分から適用になる税制改正で、給与所得控除の最低保障額が改正されます。190万円以下の給与収入の方については10万円、今までよりも控除額が増えて手厚くなります。改正が、ちょうど本市の真ん中くらいにある被保険者の世帯を狙い撃ちというか、この影響が高く出るという予測を今立てております。こここの部分では低所得者層に負担軽減が図られる一方、計算上ですと市の国保財政がかなり減収になるということを予測しています。簡単ですが、説明は以上になります。

○会長 質問はございますか。

○被保険者代表 子ども・子育て支援金制度というのは、今の少子高齢化の中で、子どもを持つ世帯がいろんな費用負担が大変だということで、支援する仕組みかと思います。しかし実際には出生率も下がり続けています。現状、子どもがいるかいないかの前に、その前段となる結婚されない方々がすごく多く、例えばヤングケアラーのような結婚したくてもできないという方々も多くいらっしゃると思います。この話とはずれてしまうとは思いますが、結婚したいけれども、頑張ってもできないような方々に対する支援というのも必要かと思います。そういうのがあれば、自然に結婚して子どもがいる世帯も増えていくような気もするのです。私も孫は3人いるのですが、結婚していない人たちには、なかなかそういう恩恵も受けられず、一生懸命働いても給料が低いという状況で、その辺の人たちに対して何か支援するような制度っていうの

はないのかという疑問があつたものですから質問させていただきました。

○事務局 まさにそのあたりが前回ご説明した全世代型社会保障と関係してくるのではないかと思っております。現役世代の負担は非常に今大きくなっています、かつては支える側がある程度いましたが、今はどんどん少なくなっています。現役世代の社会保険料負担が重く、将来への不安がぬぐえない、結婚して子どもを持つという選択肢を選びにくくなっている状況があるとして、現役世代の負担をできるだけ抑えようと今国は動いています。

また、今現在の子育て世代への給付を中心に施策が展開されている印象が強いのですが、委員の意見のとおり、その先の世代も視野に入れ、まずは子育ての前段となる結婚したいと思える経済的な安心感の土壤を作ることや、将来への不安が和らぎ、就労や結婚、子育ての選択肢を広げるために、現役世代への負担を軽減することは必要な取組と感じております。いわば社会全体で「この先の未来像」を描くことを、全世代型社会保障は目指していると言えるのではないかと捉えております。個々の制度の枠を超えて、「持続可能な社会を目指そう」という取組と捉えると、単なる給付と負担の配分を超えて社会インフラとしての安心感を整備していくというイメージがわくのではないかと考えています。

○副会長 国保加入者の見えづらい加入者の様相というところで、居所不明者がいると思うのですが、これに対しては市として何か対策を練っているのか、各市と協力をするとか、何かそういうされているのでしょうか。思ったより居所不明者が多いのではないかと思います。こういうことを増やしたままにしておくのはよくなく、真面目に払っている人が損をしてしまうのでお聞きしたいです。

○事務局 国保に加入して、翌月の賦課決定通知を送付しても居所不明で届かず市へ返戻されることはあります。もちろんそのまま終わりにするのではなく、実際に現地に赴いて調査していますし、その際に本人と折衝できれば納税通知書を交付しています。

それでも居所がわからない場合は公示送達ということで、保険料の賦課をしましたよということを市の掲示板に載せて課税を有効にしています。その後、市民課に連絡して、市民課としても実態調査を行い、それでも見つかならなかったら職権で住民票を消除します。

○副会長 あと外国人に関しては、以前から取れないでいなくなってしまうことがあるので、この辺の感じたことに関してもやはりもう少し国とも協力して、外国に出るときにはそれも全部清算しているのかどうかっていうことをシステム化しないと。国分寺市だけの問題ではなくて日本全国ですが。こういう無駄をなくしていくことがなければ、やはりどんどん医療費が上がってきており、国保税だけがどんどん上がっていくので。やはり無駄というか、取れるところは取るということに、各市が協力し合ってとか、いろいろ挙げてやっていただきたいと思います。

○事務局 国の制度で、在留資格の更新などに国保税の滞納状況も考慮する制度改革を行う動きもありますが、引き続き国や他市と連動して収納率が高まるように努力してまいります。

○会長 お時間の関係から、あと1人ぐらいご質問がもしあるようでしたら。ないようでしたら次に進めたいと思います。よろしいでしょうか。

最後に、令和8年度の国民健康保険税率改定案について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 令和8年度の国民健康保険税率改定案について、資料2及び4を用いてご説明いたします。まず初めに前提を3点共有させていただきます。

1点目は、この資料はあくまで事務局案であるということです。国民健康保険の税率改定は、都が示す標準保険料率が「動くゴール」であり、今回ご提示するのは、そのゴールに向か

つてどのようにして段階的に近づけていくかという、現時点での事務局としての考え方です。もし委員の皆様からよりよい方法やご提案があれば、そちらも次回の協議対象として取り扱わせていただきたいというふうに考えてございます。

2点目は、本格的な協議は次回の第3回運営協議会で行っていただくということです。本日は資料の頭出しと制度理解のための質疑応答中心とさせていただきます。本日のご意見を基に、次回の改定案の是非や調整を可能にしていただく予定です。

3点目です。本日の説明を受けて、追加で資料が必要であれば事務局で準備を予定しておりますので、仰っていただければと存じます。委員の皆様に十分ご検討いただけるよう、可能な限り次回までにご用意をいたします。以上を前提として資料に沿ってご説明をいたします。

資料1です。今回の改定案は、国民健康保険財政健全化計画に基づき、令和14年度に標準保険料率まで到達することを目標に設定をしております。保険料率は東京都が毎年算出をするため、将来の値そのものはまだ確定しておりません。そこで事務局では、現時点で見込まれる令和14年度の標準保険料率を仮置きし、残りの年度で均等に近づけていくという方法をとって案を作成しております。この方針には、被保険者の負担増をできるだけ緩やかにする、財政健全化計画の着実な履行という2点のメリットがあります。ただし、これはあくまでたたき台です。先ほど申し上げました通り、よりよい漸進方法があれば次回ご提案いただき、協議の中で方向性を定めていきたいというふうに考えております。

資料4です。国分寺市の国保加入者は、所得0の方が約4割、200万円未満を含めると、7割以上を占めています。一方で、自営業者の専従者や必要経費の多い事業者、就労を中断した方など、所得の見かけ以上に生活状況が様々な方も多くいらっしゃることを事務局として確認しています。税率改定の影響を考える上では、どのような方がどのくらい負担増になるのかということを丁寧に見ていく必要があります。

資料2です。こちらは資料1にあります改訂案を、モデル世帯に当てはめて影響額を試算いたしました。単身給与収入の世帯、子育て世帯、自営業世帯などについて、年間どの程度増額したのかを比較しています。特に低所得者の方については、7割5割2割の均等割軽減により、影響がかなり抑えられることが確認できます。

その一方で、軽減の対象外となる所得300万円から400万円前後の層については、今回の改定による影響が相対的に大きくなりやすい傾向があります。こうした点も含め、次回の協議で丁寧に議論をしていただきたいというふうに考えております。以上が令和8年度の税率改定のあくまで案ということですが、その概要になります。繰り返しですが、本日は改定の方向性の共有を目的としております。本格的な協議・調整は次回の運営協議をお願いをする予定です。本日のご意見をもとに、必要な資料は事務局で準備し、より精度の高い協議を行っていくよう努めてまいりますので、忌憚なく仰っていただければ幸いです。以上になります。よろしくお願ひいたします。

○会長 ご説明ありがとうございました。質問はございますか。

○被保険者代表 賦課割合はどのくらいで取っていますか。応能割と応益割の配分です。基本は50対50だと思うのですが、市区町村によって58対42など異なると思います。所得割を高くすれば低所得者に配慮して、均等割を高くすればみんなで公平に負担するっていうメリットとデメリットがあり、所得割を高くすれば、限度額に近づく人が増えるから収入が減ると。その代わり低所得者の均等割が、上昇幅が少ないので有利になるというのがあると思うんですよ。7割軽減とか、5割軽減、2割軽減対象の方だと、それは資料に載っていますので大体わかるのですが、ちょうどボーダーラインの2割軽減から全く軽減していないところの方は、均等割を高くすると負担が増えると思います。この資料2を見ても、40代の単身世帯でも、③と④の間はかなり高くなりますよね。まず賦課割合をどうするかによって違うと思うんですが、それを如何に設定したのかというのをまず聞きたかったんです。

○事務局 市独自の賦課割合を意識した改定はこれまで行っていません。東京都の標準保険税

率に対してどうやって近づいていくかを目指し、国分寺市独自での賦課割合という分析はしておりません。

○被保険者代表 そうすると、東京都の賦課割合と同じにしているのですか。

○事務局 市独自の賦課割合を出したことがないのでわかりません。この3年間は標準保険料率を参考にしながら所得割は3年続けて改定しましたが、均等割は今年度13年ぶりに改定しました。そこから考えると、本市の賦課割合は東京都の標準保険料率よりも所得割に偏った低所得者に配慮している構造になっているかと考えます。

○被保険者代表 今回の改定の資料では、子ども・子育て支援金も含めて7,400円均等割が増えています。そうすると、低所得者の方に結構負担がいっている気はしているんです。令和15年度の目標に沿っていきましょうと右肩上がりでやりましたね。ただこの子ども・子育て支援金があるので、その分また少し増えていますよね。その部分を減らすのかどうかと。3年間の限定的というさつき時限的なものでございましたよね。それから令和7・8・9年で1,800円分相当を減らす、どうやって減らすのか、均等割を減らせば、負担率が少し減るのかなと思います。

○事務局 この3年間は、子ども・子育て支援金が徐々に増額となります。一旦均等割の改定を先送りするという考え方もありますが、そうすると、4年目や5年目かどこかで急激に上げる必要が出てきてしまいます。

○被保険者代表 赤字国債の話もありましたよね。

○事務局 それは1兆円を超えた部分です。1兆円はずっと規模として要求される見込みです。1兆円を超えたときは赤字国債を発行すると国がどうやら言っているらしいので、1兆円規模の徴収はずっと維持されます。

○被保険者代表 子ども・子育て支援金の1人当たりの負担額はこのままいくというわけですね。

○被保険者代表 与党に加入した維新の会が、社会保険料の現役世代の負担が重いから抑制すると言っていますよね。薬局で出される薬など、いろいろな方法で。国分寺市は令和15年度に向けて上げていく、国の一部は下げるというと、そういうとき逆行しますよね。厚労省はそれについては何も触れていませんか。

○事務局 まだ連立政権発足直後で、非常に政治的にも難しいところだとは思うのですが、不必要的給付は抑えていくようにという話は出ています。

○被保険者代表 今保険適用になっている花粉症とか新薬ですよね。

○事務局 OTCですね。

○被保険者代表 あともう1つ、前回も少し私申し上げましたが、診療報酬が2年ごとに改定で、来年度改定ですよね。前回が0.88だと思います。東京都の標準保険料率は、加味しているのですか。

○事務局 東京都が標準保険料率算定の過程でどの程度それらを加味しているかは、こちらで

は把握していないのですが、都が翌年度の医療費などの保険給付費を見込み、それを賄うために徴収する事業費納付金を納付するために必要な税率を標準保険料率として市区町村に提示しています。その意味で言えば、必要な医療費分を東京都が見込むわけですから、多少は加味されているものと推測しています。

○被保険者代表 ありがとうございます。

○会長 他にご質問ございますか。

○被保険者代表 多摩地区で、武藏野市、三鷹市、小金井市、国立市が国分寺市と同じように料率を抑えていますよね。そういう地区は、8年度はどんな傾向で進めるかというのはわかりますか。

○事務局 各市の改定予定はお調べすることはできます。調査して資料としてお出ししますので、協議の参考としていただければと思います。

○被保険者代表 お願いします。

○会長 他に資料などで必要なものは大丈夫でしょうか。

それではありがとうございました。以上で本日の協議事項は終了となります。最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 第3回は12月11日（木）、午後1時半より、こちらの会場で開催いたします。また、第1回目、第2回目に配布した資料も引き続き使用しますので、お持ちいただくようお願いいたします。

○会長 それではこれをもちまして令和7年度第2回国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了といたします。本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございました。